

地域の皆様の最も身近な金融機関として

総代会制度について

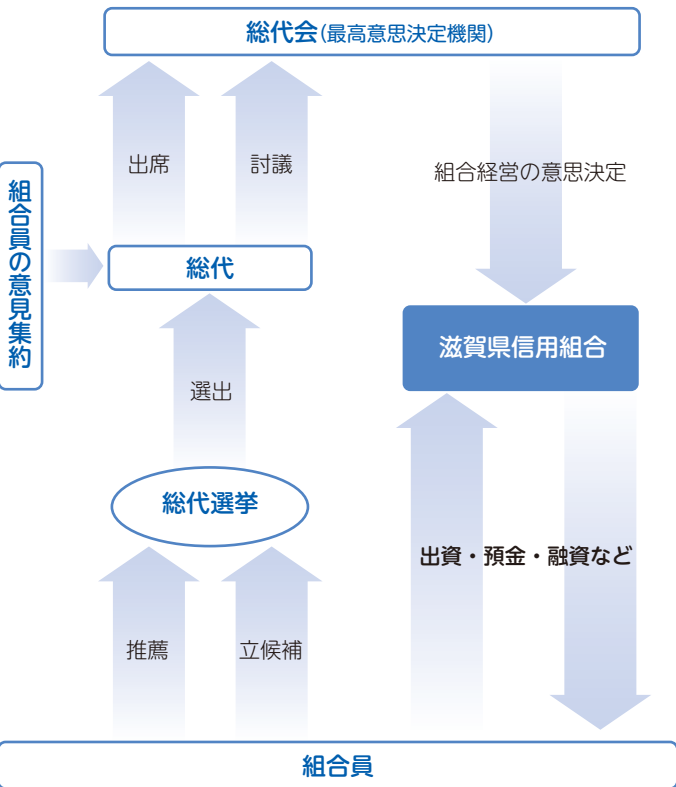
1. 総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、組合員が多いと総会の開催は事実上不可能なため、中小企業等協同組合法(第55条)によって、組合員の総数が200人を超える信用組合において定款の定めるところにより総代会を設置することができるとされています。

当組合においても組合員皆様の意見を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、組合員一人ひとりの意見を信用組合の経営に反映するため、組合員の中から選出された総代により運営されます。

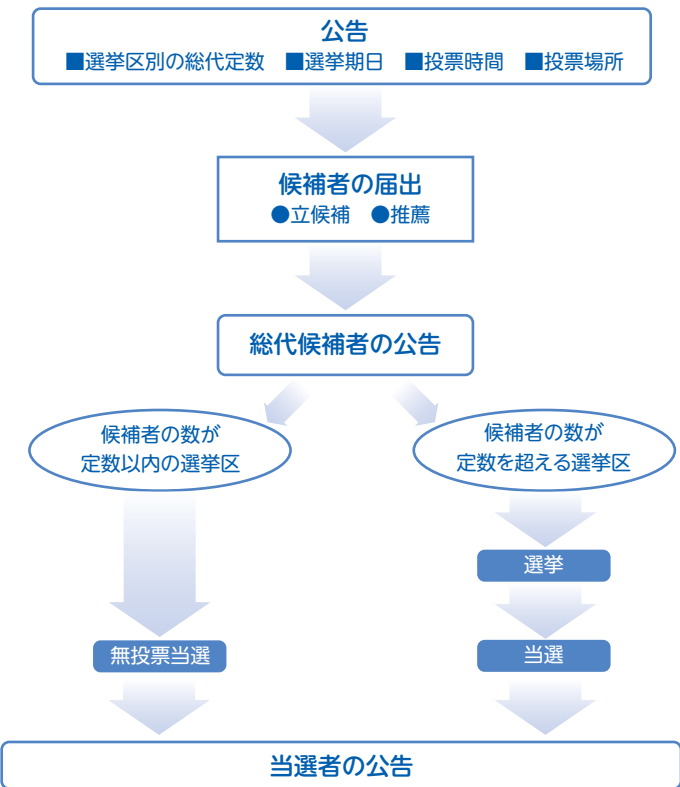
■ 総代会のしくみ



2. 総代の任期と定数と選出方法(令和元年6月末現在)

- (1) 総代の任期と定数
 - ・総代の任期は2年です。
 - ・総代の定数は110人以上130人以内と定款に定めております。
 - ・総代数は129名です。
- (2) 総代の選出方法
 - 総代は、組合員の代表として、組合員の総意を経営に反映させる重要な役割を担っております。従って、総代は定款の定めるところにより、組合員が組合員の中から選挙により選出いたします。

■ 総代選出までの手続き



3. 第68期通常総代会の決議事項について

令和元年6月28日開催の当組合通常総代会において、下記の議案を付議、それぞれ原案通り承認可決されました。

記	
報告事項	第68期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項	
第1号議案	第68期剰余金処分案承認の件
第2号議案	第69期(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日) 事業計画書及び収支予算書承認の件
第3号議案	「定款」の一部変更の件
第4号議案	組合員の除名の件
第5号議案	理事全員任期満了による改選の件

令和元年6月末現在

(注)各組合員の選挙区は、上記の表に基づき各々の出資取扱店を基準に定めます。組合員は自らの出資取扱店を含む地区のみにおいて、総代候補者(被選挙人)及び選挙人となることができます。

(令和元年 6 月末現在)



総代・組合員数 (平成31年3月末現在)

総代数	130人
組合員数	24,438人



(注)常勤役員は、他事業との兼職はいたしておりません。

(注)員外監事は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事であります。